

「(仮称) 市川市公文書等の管理に関する条例 (案)」についての パブリックコメント実施結果

○期間 令和元年11月16日から令和元年12月16日まで 31日間

○意見を提出いただいた方の人数及び件数

①インターネット	1人 1件
②ファクシミリ	0人 0件
③総務課へ提出 (持参)	0人 0件
④市政情報コーナー (中央図書館等)	0人 0件
⑤郵送	0人 0件

○ご意見への対応

①ご意見を踏まえ、修正するもの	0件
②今後の計画策定の参考とするもの	0件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの	1件
④その他 (本計画そのものに対するご意見でないもの等)	0件

○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	<p>市民が公文書の開示請求や閲覧がしやすいようにしてほしい。</p> <p>市民が公文書に気軽にアクセスできることで、自律した市民による市の運営を促しますの で、アクセスを促進する仕組みについても検討してほしい。</p>	<p>条例案において、公文書ファイル等管理簿や特定歴史公文書等を一般の利用に供する規定を設けており、開示請求がしやすくなるような取組につきましては、条例案に盛り込まれています。</p> <p>市民の皆様が公文書にアクセスしやすい環境の整備につきましては、ご意見のとおり重要なことと認識しておりますので、環境整備に努めてまいります。</p>	③